

DR コンゴ

主要データ

国名〔英名〕	コンゴ民主共和国〔Democratic Republic of the Congo〕
面積 (km ²)	2,344,858
海岸線延長 (km)	37
人口 (百万人)	83.3
人口密度 (人/km ²)	35.5
GDP (十億 US\$)	40.42
一人当り GDP (US\$)	485.23
主要鉱産物：鉱石	銅、コバルト、タンタル、タングステン、金
主要鉱産物：地金	銅、コバルト
鉱業管轄官庁	鉱山省
鉱業関連政府機関	鉱業登録所 (Mining Registry)
鉱業法	鉱業法 (Mining Code (2002 年 7 月 11 日制定、2018 年 6 月 8 日施行))
ロイヤルティ	3.5% (非鉄金属、貴金属)、1.0% (鉄鉱石)、 10.0% (戦略鉱物：コバルト、ゲルマニウム等)
外資法	投資法 (Investment Code (2002))
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	鉱業権申請時の環境影響評価、環境管理計画の実施・策定義務あり。
鉱業公社	Gecamines、Miba、Sakima、Okimo、Sodimico、Kisenge Manganese
鉱業活動中の民間企業	ERG、MMG Limited、Glencore、洛陽栾川モリブデン業集団 等
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・2011 年末のカビラ大統領再選後、鉱業税の引上げ及び政府最低権益比率の拡大を目的とした鉱業法改正が検討されてきた。2013 年、国内での付加価値化を促進するため銅精鉱等の輸出禁止措置が発表され、輸出税も引き上げられた。2014 年、Ponyo 首相が鉱業税を引き上げる意向を示し、その後輸出禁止措置は導入延期が繰り返されてきた。鉱業法の改正については最終的に 2018 年に施行された。 ・2012 年 8 月、武装集団の資金源を断つことを目的に米 Dodd-Frank 法が施行された。DR コンゴとしても、2013 年 7 月、武装勢力が紛争鉱物から利益を得ることを止めるため新たな鉱物承認プログラムを開始している。また DR コンゴは 2014 年 7 月、採取産業透明性イニシアティブ (EITI) 遵守国に認定されている。 ・2017 年 5 月、欧州理事会が紛争鉱物規則を採択。2021 年 1 月 1 日施行となる。
2017 年のトピックス	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 12 月、DR コンゴの国民議会が新鉱業法を承認。その後、2018 年 1 月に上院通過、2018 年 6 月に首相が署名。新鉱業法では、税及びロイヤルティの引き上げ、政府の株式保有割合を 10% とすること、DR コンゴの国民の資本参加率を 10% 以上とすることなどが義務付けられている。

1. 鉱業一般概況

(1) 政治概況

コンゴ民主共和国(以下「DR コンゴ」)は、銅、コバルト、ダイヤモンド等を産出するアフリカ有数の資源国である。1997年にザイル共和国から現在の国名に変更された。

1998年、政府と反政府勢力との対立に周辺諸国が介入し紛争が勃発、300万人以上の一般市民が犠牲となり、多数の難民が発生、世界最貧国となった。2002年に和平合意(プレトリア合意)が結ばれ2003年6月に暫定政権が発足したものの武装集団の活動は続き、同国東部地域の情勢は急速に悪化した。

2006年7月に国民議会選挙が、同年10月に大統領選挙がそれぞれ実施され、ジョセフ・カビラ氏が当選、同年12月に正式に大統領に就任した。選挙結果に不満を持った対抗勢力等と政府との紛争が激化したが、オバサンジョ元ナイジェリア大統領の仲裁の下、2009年1月に停戦宣言し、内戦は終結した。ただし、その後もDRコンゴ領内でのルワンダ軍によるルワンダ反政府武装集団の掃討作戦が継続する等、治安情勢は安定していない。

2011年11月に大統領選が実施され、その後の最高裁の決定を経てジョセフ・カビラ大統領が再選した。Augustin Matata Ponyo 前財務大臣が首相に任命され、Kabwelulu 鉱山大臣は留任となった。2018年12月に次回大統領選挙が予定されている。

(2) 鉱業概況

2007年後半まで、DRコンゴの資源ポテンシャルと資源価格高騰を背景に、中国を含む外資参入による探鉱開発が活発化し、生産は大きく伸びた。しかし2007年に始まった鉱業ライセンスの見直しにより、外資の投資意欲は減退傾向にあると言われてきた。例えば、Kingamyambo Musoni Tailing プロジェクトでは、鉱業権を没収された First Quantum Minerals Ltd. (FQM 社、本社：加・バンクーバー)がその正当性をめぐる国際調停の申請中、DRコンゴ政府が ENRC(Eurasian Natural Resources Corporation Plc.、本社：カザフスタン)の鉱業権取得を認めたため、国際的な司法紛争に発展した。

その後2010～2011年には多くのライセンス交渉が妥結したことから、徐々に外資のJV参入やKatanga州での探鉱活動の活発化などの動きも出てきている。例えば、Katanga州で20以上の探鉱ライセンスを保有しているAnglo Americanは、2012年6月、DRコンゴでの探鉱活動を積極的に推進するためキンシャサに支店を設置するとともに、Katanga州Lubumbashiに探鉱事務所を開設したと報道されている。また、Valeは4件の探鉱ライセンスを2010年に取得している。Rio Tinto等も鉄鉱石等のJV探鉱プロジェクトに参画を始めている。

ただし、Kabwelulu 鉱山大臣は、鉱業が政府に十分な歳入をもたらしていないことから鉱業税の引上げ及び鉱業プロジェクトにおける政府の最低権益比率拡大を目的に鉱業法の改正を検討。2017年12月、DRコンゴの国民議会が新鉱業法を承認し、その後2018年1月に上院通過、2018年6月に首相の署名により発行した。新鉱業法では、税及びロイヤルティの引き上げ、政府の株式保有割合を10%とすること、DRコンゴの国民の資本参加率を10%以上とすることなどが義務付けられている。これに対し、DRコンゴで操業する鉱業事業者は投資を妨げるとして、懸念を示している。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 鉱業ライセンスの見直し

2007年5月以降、政府は内戦前後の混乱期に締結されたGecamines等国営企業と外国企業との鉱業協定(契約)について、これらの中には合法的でないもの、あるいは休止状態のものも含まれているとし、協定の無効化も含めた整理のための見直しを行っている。

2008年3月に公表された政府の委員会による見直しの結果では、61の既存の契約の見直し(契約の修正、再交渉、場合によっては破棄)が必要と結論付けられ、政府は国内の鉱業が国益にかなうよう効率的な運営と適切なコントロールを行うとした。こうした既存の鉱業ライセンス契約の見直しによりライセンスの没収などが相次ぎ、各社が交渉を行い、以下のような結果となった。

① First Quantum Mineral (FQM) 社関係

FQM 社は、DR コンゴで成功していた数少ない西側企業の一つ。同国における最大の納税者であり、主要雇用主であったと言われている。自ら 3 億 US\$ を投じて開発した Frontier 銅・コバルト鉱山（年産銅 9.2 万 t）を操業し、2006 年には、Kolwezi プロジェクトの廃さい採掘許可所有権（65%）を有する Adastra Minerals（英）の買収に 7.5 億 US\$（権益 65%）を投資していた。

● Kolwezi 銅・コバルト開発プロジェクト

2009 年 8 月、FQM 社が同国 Katanga 州で開発中であった Kolwezi 銅・コバルト開発プロジェクト（尾鉱からの銅・コバルト回収）について、同国政府がライセンス契約の解除を通告し、同年 9 月には、警察が事業所を閉鎖するなどし、鉱業権を剥奪した。FQM 社が本件について国際調停を申し出ていたにもかかわらず、2010 年 8 月、DR コンゴ政府は Kolwezi 銅プロジェクトを ENRC 社の子会社にライセンスを付与した。

● Frontier 銅鉱山及び Lonshi 銅鉱山

Frontier 銅鉱山及び Lonshi 銅鉱山については、2010 年 8 月、鉱山登記所は FQM 社に対して開発ライセンスを無効とする旨を通知し、同年 9 月には両鉱山の運営を承継するべく、Sodimico 社（国営鉱山会社）及び Fortune 社（香港ベース）の JV 会社として Sodifor 社が設立された。これらのライセンス承継の有効性をめぐり、国際調停手続きや英国領バージニア諸島での ENRC 子会社を相手取った賠償訴訟等が起こったが、2012 年 1 月 5 日、ENRC 社が FQM 社に総額 12.5 億 US\$ を支払う代わりに、FQM 社は Kolwezi 銅プロジェクトに加えて Frontier 銅鉱山及び Lonshi 銅鉱山を含む DR コンゴ国内における同社の全てのプロジェクトを ENRC 社に譲渡することで合意した。

② Freeport McMoRan Copper & Gold 社関係

● Tenke Fungurume 銅・コバルト鉱山

Freeport McMoRan Copper & Gold 社（FCX 社、本社：米）等が開発中であった Tenke 銅鉱山（年産銅 7 万 t）の鉱業ライセンスについて、FCX 社等から更新申請があったものの、DR コンゴ政府は更新を認めず、2009 年 10 月の更新期限以降も両者間でライセンス交渉が継続していた（交渉中も生産は継続）。更新期限から 1 年後の 2010 年 10 月、FCX 社は、DR コンゴ政府との同鉱山の鉱業ライセンスの更新手続きが完了したと発表した。

最終的には、同国の鉱業法の規定に従い所得税率 30%、ロイヤルティ 2%、輸出税 1% を支払うこととともに、権益保有率の変更として Gecamines（国営鉱業公社）の権益を 17.5% から 20% に、追加のロイヤルティとして銅の確認埋蔵量が 2.5 百万 t を超えた場合には、10 万 t 毎に 120 万 US\$ を支払うこと等が盛り込まれた。

その後、2016 年 5 月、FCX 社は、Tenke Fungurume 鉱山に対する同社の全保有権益 56% を中国・China Molybdenum 社に売却することに合意。2017 年 4 月、売却が完了。さらに、China Molybdenum 社は中国のプライベート・エクイティ BHR と協定を結び、BHR による Tenke Fungurume 鉱山における権益 24% 獲得を支援する旨、合意した。

③ その他

- Anvil Mining 社（豪：Dikulushi 銅・銀鉱山、Kulu 廃さい採掘銅鉱山、Kinsevere 銅・コバルト鉱山）等の交渉が 2009 年以降に妥結。しかし 2013 年以降、再び JV 契約の見直しが進められている。同年 10 月、Gecamines の Albert Yuma 会長は「現在、操業鉱山に係る JV 契約の見直しを行っており、見直しの結果、Gecamines が不利な内容となっている JV 契約については、JV パートナーに対し改善措置を要求する構えである」と明らかにした。Gecamines は、深刻な資金不足に陥っており、10 億 US\$ の債務を抱えるほか、旧式機材入替えのため 20 億 US\$、さらに電力不足による自家発電設備建設費として 7.5 億 US\$ を調達する必要があるとの報道がある。

- 2017年2月、Glencoreは、Mutanda銅・コバルト鉱山の権益31%及びKatanga鉱山の権益10.25%をFleurette Group社から買収したと発表。これにより、Glencoreは各々100%、86.33%の権益を有することとなる。
- 2018年7月、豪Winmar Resources社はAfrican Holding Investment Company (AHIC)社とジョイントベンチャーを設立し、DRコンゴLuapulaコバルト処理プラントの権益50%を取得することで基本合意を結んだと発表。

(2) 鉱業法の見直し

2018年6月、鉱業法が改正された。新鉱業法では、税及びロイヤルティの引き上げ、政府の株式保有割合を10%とすること、DRコンゴの国民の資本参加率を10%以上とすることなどが義務付けられた。

改正に至る経緯としては、2012年3月、Kabwelulu鉱山大臣が政府が鉱業税の引き上げ及び鉱業プロジェクトにおける政府の最低権益比率の拡大を目的に鉱業法を改正する意向であることを明らかにし、以降同法改正が進められてきた。2014年4月、議会で審議中の鉱業法改正案でロイヤルティ引上げ等が盛り込まれていることが報道された。銅・コバルトは3.5% (旧法2%)、金その他貴金属は3.5% (旧法2.5%)へ引上げられ、生産移行時の政府の権益取得は現行の5%から10%へ拡大される他、利益税 (profit tax) の税率引上げ (30%→35%) や、税率50%の超過利潤税 (windfall-profit tax) 導入も盛り込まれる内容。これに対して、現地の鉱業協会や外資系鉱山会社は反発。2015年に同改正案が承認されたが、業界からの反発や金属価格の低迷等を受け、2016年2月に改正は見送られた。

Kabwelulu鉱山大臣は、グローバルコモディティ価格の回復及びコバルト最大供給国として鉱業の戦略的重要性が増しているとして、2017年5月に鉱業法改正案を再検討すると発表。改正案は比較的僅かな修正だけ行われたあと、2017年12月、DRコンゴの国民議会が新鉱業法を承認、2018年1月に上院通過、2018年6月に首相が署名し発効した。

DRコンゴで操業する主要な鉱山企業は、2018年6月に施行された新鉱業法への意見や懸念を申し入れるためにMining Promotion Initiative (MPI) を2018年8月に設立。MPIにはRandgold Resources社、Glencore、Ivanhoe Mines社、Zijin Mining Group社、AngloGold Ashanti社、China Molybdenum社などが参加しており、参加企業だけで同国銅生産量のシェア80%、コバルト生産量の90%を占める。主要な問題点は依然として新鉱業法に適用されており、解決されなければ鉱業だけでなく同国経済に対する重要な投資を妨げると主張。

(3) 鉱石、精鉱の輸出禁止措置

2007年3月～2009年2月、銅、コバルト鉱山地帯である同国南部のKatanga州政府は、銅、コバルト鉱石の輸出禁止措置を導入した (2007年後半までは一時中断)。これにより、DRコンゴからの鉱石をザンビアで処理しているMetorex社 (南ア)、FQM社 (加) 等の鉱山生産に影響を及ぼした。

2010年4月、Kabwelulu鉱業大臣はKatanga州政府に対し、州内の銅精鉱やコバルト精鉱の付加価値化を促進するだけでなく、雇用と歳入を増加させ、各鉱山会社が州内に冶金プラントを含めた製錬施設を設置させるよう、精鉱の輸出禁止を指示した。

2011年3月、大統領による鉱物の輸送禁止措置を解除した。鉱業大臣によると「禁輸令により、鉱物の生産経路を明確にするためにも公務員が当地に駐屯し、密輸に対する警備に成功した」と発言。

2013年4月、DRコンゴ政府は、Kabwelulu鉱山大臣及びPatrice Kitebi Kibol Mvul財務大臣による指示文書により、鉱物資源の同国内での高付加価値化を促進することを目的に同国からの銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出禁止を発表した。なお、鉱山会社が現在の在庫を処分できるよう、輸出禁止の施行まで90日間の猶予期間が与えられた。これに対してKatanga州知事は反発し、精鉱輸出を継続するなど現場の混乱を招いた。同年5月、Kabwelulu鉱山大臣は、鉱山会社が対応する時間を与えるため、当該輸出禁止措置の完全施行を7月又は8月とする意向を示した。同年7月には、全ての鉱山会社が禁止措置に応じるための猶予期間を同年12月31日まで延期された。

同年7月、DR コンゴ政府はコバルト精鉱に係る輸出税を60 US\$/t から100 US\$/t に引き上げた。2014年1月、DR コンゴ政府は銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出禁止措置を再度延期し、新たな発効日を2015年1月1日とした。Kabwelulu 鉱業大臣は「銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出は禁止されているが、全ての鉱山操業者に2014年12月31日までの猶予期間が与えられている」と発言した。しかし、その後も延期が繰り返され、2016年12月31日までの延期が継続された後現在まで保留となっている。

(4) 紛争鉱物関連

DR コンゴ産の紛争鉱物(タンタル鉱石、錫鉱石、金、タングステン鉱石とこれらの派生物)の利用及び取引は、同国東部における深刻な暴力、特に性的暴行やジェンダーに基づく暴力を伴う紛争や武装集団の活動の資金源となっているとの懸念があったことから、2010年7月21日、Dodd-Frank 法(米国金融規制改革法、Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010: H.R. 4173)がオバマ米大統領の署名により成立した。同法第1502条により、DR コンゴを原産とする「紛争鉱物(Conflict Minerals)」の利用及び取引について米国証券取引委員会(SEC)への報告義務が課されることとなり、2012年8月に正式に採択された。これに対し、2010年9月、ジョセフ・カビラ大統領は反政府武装組織や民兵による生産元が不明な紛争鉱物の密輸を阻止するため、同国北東部(Kivu 州北部及び南部、Maniema 州)からの金、錫、タンタル鉱石等の鉱物の一時輸送停止を命じた。また、国内で操業する全ての鉱山会社及び貿易会社が鉱物資源のサプライチェーンに関して、OECD の「紛争鉱物のサプライチェーンに関する Due Diligence ガイダンス」に基づいた手続の実施を法律で義務付けた。

DR コンゴ政府は、紛争鉱物に関する同国の法律に違反する企業の取締りを強化し、2013年7月には同国東部の武装勢力による錫、タングステン、タンタル鉱石及び金の密輸阻止を目的とした新たな鉱物承認プログラムを開始した。これら各種の取組みの効果として、2014年4月、国際的な電子機器メーカーを中心としたメンバーからなる Electronics Industry Citizenship Coalition (EICC) が構築した Conflict-Free Sourcing Initiative (CFSI) の認可を受けた製錬所の15%が、DR コンゴといった紛争鉱物の原産国とされる国からトレーサビリティのあるコンフリクト・フリー(紛争と無関係)な原材料を調達していると報道された。2014年7月には、DR コンゴは採取産業透明性イニシアティブ(EITI) 遵守国に認定された。

なお、欧州でも独自の規則案の検討を進め、2015年4月、EU 議会の国際貿易委員会は紛争鉱物の自己承認システムの義務付け規制法案を可決。また2016年6月には欧州3機関(欧州委員会、欧州議会、欧州理事会)は紛争鉱物規則策定に関して大筋合意に達し、同規則は2017年5月末に発効した。錫、タングステン、タンタル、金について、紛争地域及び高リスク地域から調達する輸入業者及び製錬・精錬業者に対し、OECD 紛争鉱物ガイドラインで定められたデューデリジェンスを義務付けるなどの内容で、2021年1月より適用開始が予定されている。

2017年11月、国際人権 NGO の Amnesty International は、DR コンゴでの主要電子機器及び自動車メーカーにおけるコバルト調達の調査報告書“Time to Recharge”を公表。報告書によると、

- ・同社が調査した29社の内、最も責任あるコバルト調達を行っているのは2017年初頭にコバルト調達先を開示した Apple 社である。また、同社は児童労働の特定、対処に積極的に関与している。
- ・一方、Microsoft 社は調達先の開示もせず、活動が遅い。
- ・自動車メーカーでは、BMW が最も改善しているとされたが Renault 及び Daimler は開示とデューデリジェンスのための国際基準の最低限を満たさず、特に深刻な状況であると指摘された。

これに対し、Microsoft 社は自社の全バッテリーサプライヤーと協力して、責任ある原材料調達方針を遵守していると伝え、Renault は Responsible Raw Materials Initiative に参画し、2017年末に監査を実施する予定だとした。Daimler も同様に現在製錬所及び鉱山の特定中だと伝えている。同レポートでは、企業はそれぞれコバルトサプライチェーンにおける人権侵害を特定、予防、対処し、説明責任を負わなくてはならないとした。また、次なるステップとして、人権リスクアセスメントの公開が重要であるとした。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 3-1. 金属鉱石生産量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年増 減比(%)	世界シェア (%)	ランク
銅	1,039.0	1,023.7	1,094.6	6.9	5.4	5
錫	4.4	6.5	7.1	9.9	1.9	8

(出典 : World Metal Statistics Yearbook 2017)

(2) 主要金属地金生産量

表 3-2. 金属地金生産量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年増 減比(%)	世界シェア (%)	ランク
コバルト	3.3	0.4	0.4	0.0	0.3	13
銅	792.8	707.2	672.6	-4.9	2.9	8

(出典 : World Metal Statistics Yearbook 2017)

(3) 主要金属消費量

データなし

(4) 主要金属輸出货量

表 3-3. 主要金属輸出货量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年増 減比(%)	主な輸出相手国
銅					
鉱石	313.5	529.2	607.5	14.8	ザンビア、中国、インド、韓国
地金	498.2	495.9	407.7	-17.8	サウジアラビア、中国
マット	4.5	1.2	1.7	47.6	ザンビア、ドイツ
錫鉱石	2.7	4.9	4.5	-7.3	マレーシア

(出典 : International Trade Centre)

(5) 主要金属輸入量

表 3-4. 主要金属輸入量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年増 減比(%)	主な輸入相手国
鉄鉱石	0.4	0.1	1.0	912.6	南ア
フェロマンガ	0.3	0.4	0.2	-50.7	南ア、ザンビア、ベルギー
フェロクロム	0.1	0.8	0.7	-10.8	南ア

(出典 : International Trade Centre)

4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 生産鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業	鉱種	生産量 (千 t)	備考
Congo Mines and Infrastructure Construction	China Railway Engineering Corp, Sino Hydro Corp, Congo National Mining Co, Gilbert Kalamba Banika, Zhejiang Huayou Cobalt Nickel, Sino-Congo Mining SARL	銅 コバルト	- -	
Etoile	Shalina Resources Ltd., DR コンゴ政府	銅 コバルト	- -	
Frontier	Eurasian Resources Group B.V., DR コンゴ政府	銅 コバルト	- -	
Huachin	CN Nonferrous Mining Corp. Ltd., Huachin SPRL	銅 コバルト	- -	
Kamoto	Katanga Mining, DR コンゴ政府	銅 コバルト	- -	
Kinsevere	MMG Ltd.	銅 コバルト	- -	
Kipoi	Tiger Resources Ltd., Gecamines SARL	銅 コバルト	- -	
Lonshi	Eurasian Resources Group B.V., Gecamines SARL	銅	-	
Mabende	CN Nonferrous Mining Corp, China Hainan Sino-Africa, ZCCM Investments Holdings Plc	銅	-	
Miniere Musoshi Kinsenda	Jinchuan Grp Intl Rsrc Co. Ltd, Sodimico	銅	-	
Mutanda	Glencore Plc	銅 コバルト	- -	
Ruashi	Jinchuan Grp Intl Rsrc Co. Ltd., Gecamines SARL	銅 コバルト	- -	
Tenke Fungurume	China Molybdenum Co. Ltd., BHR Newwood Invt Mgmt Ltd., Gecamines SARL	銅 コバルト	- -	

(各社 HP、アニュアルレポート等)

表 4-2. 製錬所一覧

製錬所名	権益所有企業	鉱種	生産量 (千 t)	備考
Kipoi Central SXEW Plant	Tiger Resources Ltd.	銅	-	
Luapula Plant	Private Interest, Winmar Resources Ltd.	銅 コバルト	- -	
Lubumbashi Slag Hill	Groupe Forrest Intl S.A., Gecamines S.A	銅 コバルト 亜鉛	- - -	
Luilu Refinery	Katanga Mining Ltd.	銅 コバルト	- -	
Luita 製錬所	Eurasian Resources Group B.V.	銅	-	
Mutanda Sx-Ew	Glencore Plc	銅 コバルト	- -	

(各社 HP、アニュアルレポート)



図 4-1. 主要生産鉱山位置図

5. 探鉱状況

表 5-1. 探鉱プロジェクト一覧

プロジェクト名	権益所有企業	鉱種
Basse Kalemba	Cobalt Blue Ltd.	銅、コバルト
Bisie	Alphamin Resources Corp, Industrial Development Corp, DR コンゴ政府	錫、銅、亜鉛、鉛、銀
Buckell	Tantalex Resources Corp , DR コンゴ政府	リチウム、錫、タンタル
Dezita	Eurasian Resources Group B.V.	銅、コバルト
Deziwa	Gecamines SARL	銅、コバルト
Kalumines	Gecamines SARL	銅、コバルト
Kamoa-Kakula	Ivanhoe Mines Ltd. , Zijin Mining Group Co. Ltd. , DR コンゴ政府	銅
Kankutu	Bankers Cobalt Corp. , Private Interest	銅、コバルト

Kanzi	Allamanda Trading SPRL, Minbos Resources Ltd.	リン
Katanga	Okapi Resources Ltd., Rubamin FCZ	銅、コバルト
Kipushi	Ivanhoe Mines Ltd., Gecamines SARL	亜鉛、コバルト、銅、鉛、 ゲルマニウム、銀
Kipushi Tailings	Cape Lambert Resources Ltd., Paragon Mining SARL	銅、コバルト、亜鉛
Kisanfu	Freeport-McMoRan Inc.	銅、コバルト
Kisinka	African Battery Metals Plc, Unnamed Owner	銅、コバルト
Kolwezi	Zijin Mining Group Co. Ltd., Gecamines SARL	銅、コバルト
Luisha South	African Metals Corp, TSM Entreprise S. A. R. L.	銅、コバルト
Lupoto	Tiger Resources Ltd., Gecamines S.A	銅、コバルト、銀
Maniema	Vector Resources Ltd., WB Kasai InvtS Congo SARL	金、錫
Metalkol RTR	Eurasian Resources Group B.V., Gecamines S.A, IFC, Industrial Development Corp.	銅、コバルト
Mongbwalu	Fimosa Capital Ltd., L'Office des Mines d'Or de, Vector Resources Ltd.	金、銀
Mufunta	Shalina Resources Ltd.	銅
Musonoi	Jinchuan Grp Intl Rsrc Co. Ltd, Gecamines S.A, Ruashi Mining SAS	銅、コバルト
Mutoshi	Chemaf SPRL	銅、コバルト
Pumpi	Managem S. A., Costamin	銅、コバルト
SEMHKAT	Asa Resource Group Plc	銅、コバルト、亜鉛
Shituru	Shanghai Pengxin Mineral, Gecamines SARL	銅、コバルト

(各社 HP、アニュアルレポート等)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

表 6-1. 日本への精鉱及び地金輸出量

鉱種	2015年 (t)	2016年 (t)	2017年 (t)	対前年増減比 (%)
銅地金	50.7	854.2	97.8	-88.6

(出典：財務省貿易統計)

(2) 日本企業による投資状況等

特になし

7. その他トピックス

特になし

(2018.12 ロンドン事務所 福田光紀)